

自然保護指導員規程取扱細則

(目的)

第1条 公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下、「本協会」という。）は、自然保護指導員規程（以下、「規程」という。）に基づく自然保護指導員（以下、「指導員」という。）の認定及び登録手続き等を定めることを目的とする。

(資格の取得)

第2条 規程第2条に該当し自然保護指導員資格を取得しようとする者は、各所属の都道府県山岳（・スポーツクライミング）連盟（協会）（以下、「所属岳連等」という）、全国9つのブロック（以下、「ブロック」という）または本協会のいずれかによる研修を少なくとも1回は受講しなければならない。この研修は本協会の規定する「指導員の手引き」等により、指導員として必要な項目を理解し習得することを目指すものである。また、この研修を実施した上記機関は、資格申請者に対し研修会の受講証を速やかに交付しなければならない。

なお、この研修に替えて同等の内容を有する他の講習、研修または活動などにより申請条件をみたすことができるが、その場合申請者は、所属岳連等に対してそれらを受講したことを証明しなくてはならない。"

2 規程第2条(2)に定める指導員の活動とは、自然観察会への参加、登山道の修復作業への参加、自然に関する講習会への参加、植生の回復や保護及び保全などの活動等々、各所属岳連等の実情に応じ、山岳環境の保護及び保全（以下、「保護等」という）に関するあらゆる活動を含むものとする。

(推薦)

第3条 各所属岳連等の会長が規程第2条に定める指導員の推薦を行うときは、指導員認定推薦申請書（様式第1号）に第8条に定める登録料を添えて、本協会会長に提出するものとする。"

(認定)

第4条 本協会会長は所属岳連等の会長から新規指導員認定推薦申請書を受理したときは、その内容を審査し、適格であると認められるときには、常務理事会に諮り、指導員に認定する。

2 本協会会長は前項の規定により指導員として認定したときは、その旨を規程第3条に定める登録証及び腕章を添えて所属岳連に通知するものとする。

3 前2項にかかる審査及び事務は、自然保護委員会（以下、「委員会」という。）が処理する。

(登録)

第5条 本協会会長が、指導員として認定したときは、指導員認定台帳（様式第2号）に登録番号・生年月日・氏名・性別・住所・所属団体名・メールアドレスその他必要事項を記載するものとする。

2 登録番号は、所属岳連等毎に所属岳連等のコード番号及び認定順の一連番号の組合せとする。登録番号の認定は、委員会が担当する。

(登録更新)

第6条 登録を更新しようとする指導員は、更新申請時に所定の用紙（様式第4号）に過去

5年間の指導員としての活動の記録を簡略に記入して各所属岳連等の会長に提出するものとする。なお、ここにいう活動には、主催者か否か、室内か野外かなどは問わず、自然保護指導員として参加したあらゆる領域の活動を含む。各岳連等の会長はその審査にあたっては、慎重かつ柔軟にその活動歴を査定して更新推薦を行うものとする。ただし、所属岳連等の会長が更新が適当でないと認める者についてはこの限りではない。"

- 2 自然保護指導員は、登録を更新するために少なくとも年1回または5年間に5回程度、前項に掲げる活動に参加しなければならない。
- 3 各所属岳連等の会長が規程第5条に定める指導員の更新を行うときは、指導員登録更新申請書（様式第1号）に第9条に定める登録料を添えて、本協会会長に提出するものとする。
- 4 登録更新の事務は、第4条の規定に基づき行うものとする。ただし、更新者については、常務理事会の審議は、省略できる。
- 5 更新時の登録番号は、最初の登録に用いた番号を継続使用する。ただし、指導員が所属岳連を移動したときは、この限りではない。

（登録の取消）

第7条 自然保護指導員として登録された者について、所属岳連等の会長より登録の取消の申請があったときは、常務理事会に諮り、その可否を決する。

（申請時期及び期間計算）

第8条 新規指導員および更新の申請時期については以下のとおり、年2回の締切日を設け、それぞれの資格の認定日を定める。

3月31日までの申請については4月1日より

9月30日までの申請については10月1日より

- 2 上記申請時期による資格の有効期間の計算は、規程第5条により1年目を指導員認定の日から最初の3月31日までの期間を1年とし、翌年度の4月1日から開始して4年後の3月31日を終期とする。

（登録料）

第9条 規程第4条に定める新規登録料は、4,000円とする、ただし、登録料の内500円については、所属岳連の事務費として還付するものとする。"

（登録更新料）

第10条 規程第5条に定める登録更新料は2,000円とし、内500円を取扱い事務費として所属岳連に還付する。"

（再発行）

第11条 紛失汚損等に伴う登録証の再発行手数料は、1,000円とする。

（規定の改廃）

第12条 この細則は、理事会で改廃することができる。"

付 則

この細則は、平成2年7月12日から施行する。

この細則は、平成11年4月1日に一部改定。

この細則は、平成17年11月14日から施行する。

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

この細則は、平成 26 年 5 月 20 日から施行する。

この細則は、平成 29 年 9 月 14 日から施行する。

この細則は、令和元年 7 月 11 日から施行する。

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。"